

1 計画の基本理念

第2期計画では「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を基本理念に、子どもから高齢者に至るまで、誰もが安心して生活することのできる地域社会の実現を目指し、地域住民が身近な地域において住民主体による地域福祉活動に取り組みやすくなるような環境づくりや、住民同士の支え合いに必要な地域の仕組みづくり、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応できる関係機関連携の支援体制づくりなど、地域共生社会の実現に取り組んできました。

このような状況のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための活動自粛などで、活動の停滞はあったものの、地域における住民の支え合いの取組が開始されたり、介護予防や健康づくりの取組が始まったりするなど成果が見受けられました。

その一方で、コロナ禍による活動自粛によって、希薄となった人と人とのつながりが回復していない地域も見受けられます。

本計画では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民と多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、複雑化・複合化し、制度や分野による「縦割り」では解決できないさまざまな地域生活課題に対応するため、これまでの取組を深め、地域住民等と行政が地域生活課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」つながれる地域を目指します。

このような状況から、第3期地域福祉計画においては、引き続き「地域共生社会の実現」を目指すこととし、本計画では、第2期計画の方向性を維持し、これまでの取組の深化を図るため、基本理念を継承し、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」とします。

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

2 計画の基本的な視点

本計画の推進にあたっては、次の視点をふまえて、地域福祉の推進を図ります。

(1) 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり

市民は、会津若松市自治基本条例においてまちづくりの主体の一つとされています。市民一人ひとりが地域福祉を推進する主役となります。

(2) 地域共生社会の実現を目指す

地域生活課題を「我が事」として捉え、支え合うことが必要です。これにより年齢や障がいの有無にかかわらずすべての人がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」を目指します。

(3) 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する

地域には人やモノ、情報等のさまざまな地域資源があります。地域生活課題を効果的に解決できるように地域の特色を上手に利用した地域づくりを目指します。

(4) 分野を超えた多様な主体が連携する

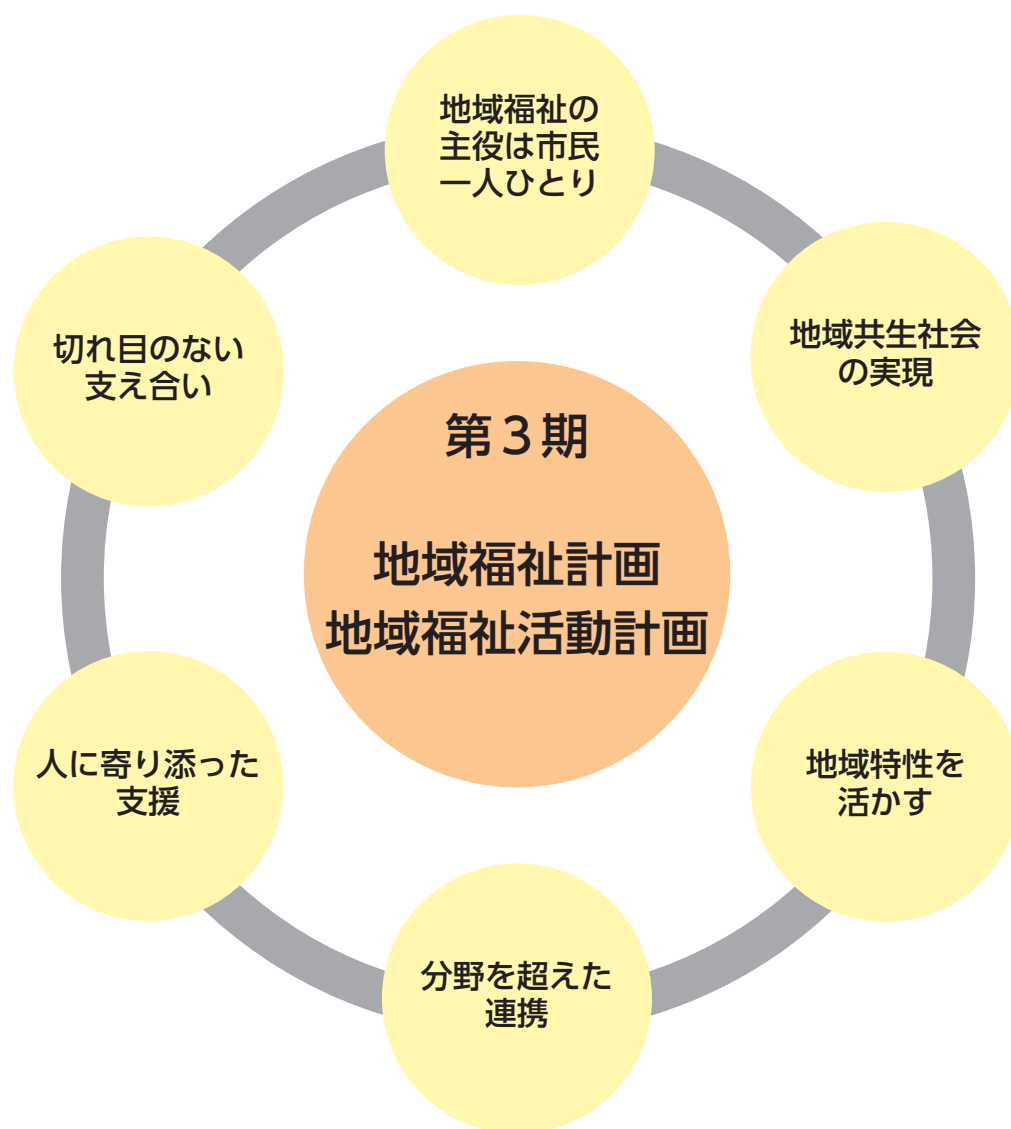
複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、障がい、介護、子ども・子育て、生活困窮などの福祉分野や医療・保健分野だけでなく、地域づくり、商工業、交通、農業、防災、防災、学校教育、社会教育との分野を超えた連携を進めます。

(5) 一人ひとりに寄り添った支援を行う

支援の必要な方や世帯の課題を総合的、継続的に把握し、その方の状況やライフステージに応じた包括的な支援に取り組みます。

(6) 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

近年の災害や感染症の発生状況から、これまで以上に常時と非常時の切れ目のない、つながりや支援体制が重要になっています。常時における地域住民と行政や福祉関係機関、消防、警察との連携が、非常時においても活用できるよう取り組みます。



3 計画の基本目標

基本目標は、基本理念を実現していくための計画全体の骨組みとなるものです。

本計画では、本市の現状や課題に関する分析により、今後の必要な取組の方向性として、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり

地域福祉活動を推進していくためには、より多くの方が地域福祉活動に参加し、活動を充実することが大切となります。

その基盤づくりにあたっては、地域福祉の意識を高めるため幼少期からの福祉教育や生涯学習等を推進し醸成を図ることや、地域福祉活動に主体的に参画する人材の育成や組織化の支援、地域福祉活動の支援などに取り組み、地域福祉の基盤づくりを推進します。

基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり

地域生活課題の解消には、行政や専門機関により行われる制度による支援だけではなく、身近な日常の生活の中で行われる住民同士の支え合いや見守りが重要となります。

日常的なつながりや地域コミュニティの構築、地区社会福祉協議会の組織化など孤独を生まないつながりづくりやお互いを尊重し合える環境づくりなど、身近な地域で支え合える基盤づくりを推進します。

基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり

みんなが安心して暮らしていくためには、地域で生活するさまざまな立場の方がお互いの立場を理解し、支え合える関係が大切です。安心して暮らせる基盤づくりに向け、福祉サービスが適切に提供される体制や医療・福祉サービスの体制づくりや、困りごとを包括的に受け止める相談支援体制づくり、災害時に対応できるつながりづくりなど、福祉サービスの充実に取り組みます。

4 地域福祉に携わるさまざまな主体

社会福祉法では、「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

本計画では、当該規定をふまえ地域福祉に携わる方（主体）を「市民」、「地域」、「医療・福祉の専門職」、「社会福祉協議会」、「行政」と大きく5つに分類しています。これらの主体が、今後

の本市における「地域福祉の推進」の必要性について、認識を共有するとともに、その実現には、地域特性をふまえ、それぞれの役割について共通の理解のもとで、協働の取組に必要な仕組みづくりを進めていきます。

市民

●地域で生活する住民一人ひとり

地域住民は、地域社会の構成員の一人として、これまでも町内会等をはじめとした地域の活動に参加してきました。少子高齢化による人口減少が進行する中、地域を支える担い手としての一人ひとりの役割はこれまで以上に重要になっています。

住民一人ひとりが生活する地域への関心を高め、地域社会の一員として、できる範囲から地域福祉活動に参加していくことが、地域を元気にする力になるものと期待されています。

地域

●町内会等の地域運営を担う各種団体

町内会等の各種団体については、地域で暮らす私たちにとってももっとも身近な組織です。地域住民主体の取組を行う上で基盤となるものであり、これまでも住み良いまちづくりに向けて、地域のさまざまな課題解決に取り組んできました。

しかし、担い手不足やコロナ禍によりこれまでの活動を続けることが難しくなっており、より多くの方に参加してもらえよう取組が重要になっています。

●企業・商店

企業等については、これまでも地域社会の一員として、さまざまな地域福祉活動への参加や協力などの貢献により、地域に欠かせないものとなっています。

また、働く世代の地域運営やボランティア活動等、地域福祉活動への参加が求められており、従業員が地域活動等に参加できるような労働環境づくりが期待されています。

●地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実行する地域運営組織について、その組織化や活性化に取り組んできました。

地域のさまざまな関係団体が参加し、住み続けたいと思う考えを盛り込んだ地域経営の指針に基づき活動することで、複数の地域課題が解決し、地域の持続可能な維持が期待されます。

●農業

農業と福祉の連携は、近年、単に農業における労働力不足と就労支援の機会確保のみならず、障がいのある方、ひきこもりの方などの社会参加の場や、高齢者の生きがいづくりの場として、幅広い機能や効果が期待されるようになっていきます。

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員は、地域と行政、医療・福祉の専門職などをつなぐ、地域福祉活動の架け橋となる方です。

アンケートでは、地域における要支援者の見守りのほか、悩みや心配ごとの相談、福祉サービス利用にあたっての支援など、これまでの活動の充実が期待されています。

●ボランティア

ボランティアは、制度のはざまを埋める地域福祉活動の重要な担い手として、既存の福祉サービスでは届きにくいきめ細かな支援を行ってきました。

また、ボランティア団体は、人や社会に貢献することを目的に、既存の福祉制度だけでは解決できないニーズ等へ対応できる地域福祉活動の担い手として、さまざまな活動に取り組んでいます。

意見交換の中では、地域活動にボランティアの更なる参加が期待されており、参加意欲のある方を参加につなげていくためにも、社会福祉協議会等との連携によるマッチングや積極的な情報発信が求められています。

●NPO法人

NPO法人は、不特定多数の利益のために活動する非営利の法人として、幅広い分野において行政機関や民間企業では行うことが難しい活動に取り組んできました。

意見交換の中では、地域活動においてNPO法人との連携が期待されています。

●学校

これからの教育は、学校だけではなく、学校、家庭、地域の連携・協力のもとで進めていくことが不可欠となっており、「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」により、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりが進められています。

意見交換の中では、学校における幼少期からの福祉教育の充実が求められています。また、児童・生徒、学生のボランティア活動や地域活動への参加も期待されており、学校においても、地域活動への参加につながるような環境づくりが期待されています。

医療・福祉の専門職

●医療機関、社会福祉関係団体、福祉サービス事業者等

医療サービスを提供する病院や、福祉サービスを提供する社会福祉関係団体や福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保や向上に取り組んできました。

意見交換の中では、医療・福祉の専門職として、地域住民の福祉活動への参加支援、福祉分野のまちづくりへの参画が期待されています。

社会福祉協議会

●社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、行政をはじめとする関係団体との連携のもと、地域における地域生活課題や福祉ニーズの把握に取り組み、市全体の地域福祉活動のコーディネートや地域生活課題の解決に向けた取組を推進していきます。

行政

●行政

地域福祉の推進にあたり、行政は、市民福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、地域福祉活動が充実・強化されるよう、仕組みづくりへの支援、地域住民が地域運営やボランティア等に参加できるような環境整備を推進していきます。

また、地域の生活課題等の解決に向けた取組の情報を収集し、適切な情報発信に努め、各地域において、地域の特性をふまえた地域福祉活動が推進されるよう、地域住民の取組を支援していきます。

地域福祉に携わる様々な主体

